

＜2004年委員会議事録③＞予算委員会第二分科会（総務省所管）

～・公務員制度改革問題、個人情報大量漏洩事件、住基ネット等に対するセキュリティ対策について麻生大臣を追及

159-衆-予算委員会第二分科会-2号 平成16年03月02日

○荒井分科員 民主党の荒井聰でございます。

大臣、初めて大臣と議論を闘わすわけでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、私たちは昨年の九月にマニフェストというものをつくりました。このマニフェストの中では、国の形を決めていく国家公務員制度というものを極めて重視しているという姿勢を打ち出しているところでございまして、「私たちのめざす社会」ということの中に公務員の早期勧奨退職慣行の是正ということをやったでございます。

その中では、中央省庁においては、現状、五十二から五十三歳で退職していく早期勧奨退職慣行があります、定年を前に退職するがゆえに、第二、第三の就職先として特殊法人や公益法人に天下りしていく側面がございまして、このような早期退職慣行を是正し、定年まで働く意思のある職員については引き続き勤務できるようにしますということを私たちはうたったわけでございます。

このような状況の中で、現在、中央省庁ではどのくらいの勧奨退職があり、どのようなところに再就職をしているのか、第1種、特に課長職以上の方々についてどのような実態にあるのか、まずお示し願えますでしょうか。

○戸谷政府参考人 公務員制度改革大綱におきまして、公務員の再就職の状況について透明性を確保するために、この状況について公表制度、平成十二年からやっておりましたが、さらに整備をいたしまして、平成十四年八月十六日から平成十五年八月十五日までの一年間、今回、この大綱におきまして、企画官相当職以上というところまで広げております。その状況でございます。昨年十二月に取りまとめて公表しております。

該当する退職者の総数、千二百八十五人という数字が出ております。再就職先の区分ごとに見ますと、財団法人が三百八人、約二四％、自営業が二百八人、一六％、営利法人が百七十六人、一四％ぐらいでございます。それから社団法人が百四十六人というようなところが多くございまして、これ以外にもいろいろな場面に出ておられるということでございます。

○荒井分科員 天下りというと、よく私たちが耳にするのは、関係業界の営利

法人、営利企業に天下りをしているのではないかというふうな思い込みというか、そんな一般的な理解があるのですけれども、今お聞きしますと、財団法人それから社団法人で、全体の四割近くがこの分野に集中をしている。

この分野はほとんど関係する省庁の管理下にある公益法人ではないかと思うのですけれども、そこはどうか。

○戸谷政府参考人 今回の調査では、それぞれの細かい点につきましては各省の方で公表しておりまして、私どもの方で取りまとめておりますのは、今申し上げた数字でございます。

○荒井分科員 そのあたりが天下りの一番ポイントになっているんだと私は思うのです。営利法人でも、関係省庁とどういう関係の営利法人なのか、天下りの特色というのはそこに一番端的に出てくるわけですので、その調査をぜひ次回までにしていただけるように要望しておきます。

ところで、次に大臣にお聞きしたいのですけれども、このような早期退職慣行を是正して、定年まで働く意思のある職員は定年まで引き続き勤務できるようにするということが、私は、公務員制度全体、あるいは一人一人、個人個人にとっても、あるいは大きな意味では国、そういう形から見ても大変必要だというふうに考えています。

政府も同じような考え方から、平成十四年の七月の総理の指示で、早期退職慣行の是正に取り組んでいるというふうに聞いています。実際にこの総理の指示によって、これは平成十四年の七月ですから一昨年になりますか、退職年齢は上がったのかどうか、効果はどうだったのかということをお聞かせ願えますか。

○麻生国務大臣 御指摘のように、平成十四年七月に小泉総理からの指示を受けて、同年の十二月のいわゆる閣僚懇談会において、この是正につきましては基本的な合意が出されたところです。

具体的には、1種を通った者の年齢は、平成十五年度から五年間で段階的に引き上げて、平成二十年度には原則として現状と比べ三歳以上高くすることという形になっております。

それを受けまして、この申し合わせに沿って今いろいろ計画的に取り組んでおるところで、実際どうなったかといえば、平成十三年八月から比べてみますと、平成十三年八月から平成十四年八月までの平均は五十四・四歳だったものが、翌年では五十四・八に、約〇・五上がっております。

○荒井分科員 私は、五年間で三歳まで上げるという目標、これは目標は目標として実施するわけですから目標としていいんだと思うのですけれども、ただ、その目標が適正なのかどうかということ。六十歳までに上げていく努力というのが、この五年間で三歳というのが果たして適正なのかどうか。

このあたり、総理がお決めになったことですからいかんともしがたいところはあると思うのですけれども、総務大臣としてはいかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これは国家公務員制度自体の、いわゆる給与制度の仕組み自体まで立ち入って考えないと、ただただ定年延長というのではいかなものかと思っております。

民間は、御存じのように、ある程度行ったらそこで給与上昇はとめて、それから先はずっと横に流すとか、いろいろな形にしております。公務員においても、同じように民間のその種の給与体系を取り入れる等、いろいろな工夫をした上で、優秀な方はなるべく長く使うというのは当然のことなのであって、私としては、優秀な人は六十歳まで使おうとするのもよろしいでしょうし、それは何もラインでそうなるからといって、スタッフとしての才能の優秀な方はまた別の給与体系でやる等々、これは民間でみんなしておりますので、そういったことも考えられないことはないのではないか、私自身はそう思っております。

○荒井分科員 私は、公務員の給与体系をもう少し見直しをしていくべきではないかと。

私も役所経験者ですけれども、役所時代で一番働いたというのは課長補佐ぐらいですよ。しかし、そここのところでの給与というのと、それから部長クラス、局長クラスになったときの伸び率というのは随分格差があって、そのまま伸ばしていくと、確かに六十歳まで定年にすれば人件費ばかりかさんでしまう。

このあたり、民間はいろいろな工夫をしていると思うんですよ。ある一定限度のところまでとめてしまう、あるいは、ある一定のところまで一回雇用体系を変えてしまうとか、そういうさまざまな工夫がある。ありながら、公務員の、その人の持っている知識だとかあるいは専門性だとかをどうやって組織の中で生かしていくのか。これは、公務員制度設計の大きなポイントになっているんじゃないかと思うんですけれども、そのあたり、大臣、どうですか。

○麻生国務大臣 これは私の担当ではちょっと言いがたいところなんで、公務員制度改革をやっておられる方の方が適当なんだと思います。

民間でも、例えば新聞記者という極端な例がいいかもしれませんが、ジェームス・レストンという、たしかワシントン・ポストきっての敏腕記者の給料は、

私の記憶では、キャサリン・グラハムという社長より一ドル安い。ただし、彼のポジションはというと、一記者、しかも政治部。ワシントン・ポストの一記者でありながら、彼の給料。そのかわり、彼はデスクについたことはない、生涯管理職はなしで、一現場記者だったんですが、このジェームス・レストンが出てくれば大統領でもしゃべると言われているぐらい。そういった特殊能力というものを評価して、ワシントン・ポストという新聞社はあれだけなものになったんだと思います。

いろいろな意味で、やり方というのは、百数十年やってきた官僚制度というのをそっくりもとからやりかえるというのはなかなかのものだとは思いますが、少なくとも、今の時代に合わせていろいろな形の新しい試みがなされるというのは、僕は、人材を活用するという意味からも正しいと思っております。

○佐藤（剛）副大臣 委員は農林水産省におかれて、また北海道庁等で大活躍をされたわけですが、私も官僚経験をいたしております。

そういう意味で、よいも悪いもよく理解いたしておるところであります、皆やはり、国の、あるいはそれぞれの都道府県のためにということで試験を受けて、採用されて、そして退職を迎える。その中を、どういう形で、いわばむだなく効率的な観点を含めて進めていくか。公務員改革という問題は、退職勧奨だけではなくて、民との交流の問題であるとか、その能力をどういうふうにするかとか、あるいは先ほど来委員御指摘の天下りの、早期勧奨の是正の問題とか、非常に多岐にわたる問題だろうと思うんです。

そういう長寿社会の中において公務員制度をどうするかということで、私も、国家公務員の問題を担当する副大臣といたしまして、各界各層の意見、これは非常に重要なことだろうと思うんです。それを聞き、そして、労働組合初め、そういうところとの話し合いもいろいろ重ねまして、この問題に取り組んでいきたい、こういうことでございます。

○荒井分科員 私たちは、マニフェストの中でさらにこう書いているんですね。

官僚の天下りを禁止します。民間企業への再就職しか対象になっていない規制を、平成十七年度中をめどに、特殊法人などの政府関係法人等にまで拡大します。また、政権任期中に、国際労働機関（ILO）勧告にもとづいて、一般の公務員に労働基本権を保障する一方、人事院機能の見直しや公正な人事評価システムの確立などをすすめて、国民に開かれた公務員制度とします。同時に、局長以上のポストの民間等からの登用など政治のリーダーシップ確立と政策責任の明確化を実現します。分権の推進や中央省庁の機能・役割の見直しにより、

国家公務員の省庁間異動や定数削減、高級官僚の手当等の見直しなどを順次すすめ、四年以内に、国家公務員人件費総額を一割以上縮減する効率的な政府に改革し、さらに分権の推進等により効率化と縮減を図ります。

私、これは、小泉さんが今やろうとしていることととてもよく似ている。ただし、行革事務局が出されている、大臣認可によって天下りを認めていこうという、そのところは大変違うんじゃないか。しかも、私たちは、今の行政に多くのむだが生じているというのは、特殊法人、あるいは財団法人や社団法人など公益法人に対する天下りが大きな原因の要素になっているんじゃないかと。

今、社会保険庁の問題がいろいろ取りざたされていますけれども、営利法人よりも、これらの特殊法人あるいは財団法人などの天下りの方にむしろ大きな問題があるのではないかと私は認識しているんですけれども、そのあたり、佐藤副大臣、いかがお考えでしょうか。

○佐藤（剛）副大臣 委員御指摘のように、天下りといいましても、いろいろ多岐に分かれるわけでございます。

営利企業への再就職問題についてどのような形を持っていくか。企業との癒着が生じないように、いろいろな形をとっていく。あるいは特殊法人とか公益法人への再就職について、この問題は行政改革等の一つの大きな課題でございますが、これらの法人というのが再就職の安易な受け皿になっているのではないかと、そういう批判があるわけございまして、そういう点について取り組まなきゃならぬわけでございます。

これを現に、私どもは今、この問題についてどういうふうな仕組みでやっていこうかと。民間に行く場合、あるいは特殊法人等々、独立行政法人、あるいは民法の三十四条の公益法人に行く場合、いろいろ多岐に分かれますが、そういうことについて取り組んでまいっているわけでございます。

○荒井分科員 きょうは人事院の方おられないので、聞けないんですけれども、営利法人に行く場合には、関係営利法人は二年間制限されていますよね。公益法人に対しては、今のところ何の規制もないわけですが、このあたりについては、行革事務局、現在の検討状況というのはどうなっているんですか。

○春田政府参考人 お答え申し上げます。

今、佐藤副大臣の方からもお話を申し上げましたが、特殊法人とか公益法人、まさに、それらの法人がいわゆる安易な再就職の受け皿となっているのではないかと、こういう問題につきまして、特に公益法人についてのお尋ねでございます。

私ども、公務員制度改革大綱に基づきまして、国が所管するすべての公益法人につきまして、国家公務員の出身者でありますところの役員、これにつきましては、最終官職を公表するというを始めさせていただいております。

また、特に国と密接な関係にある公益法人につきましては、これは国から委託であるとかそういうことを受けている公益法人でございます、こういった公益法人につきましては、いわゆる役員の報酬であるとか、あるいは退職金でございますとか、こういったようなものの水準、あるいは年齢の関係で、高齢まで働くようなことについては、一定のルールをやはり守っていただく必要があるんじゃないかということで、指導、要請をしているところでございます。

私ども、こういったルールづくりに関しましては、特殊法人等に限らず公益法人につきましても、全体的にいろいろと不信にわたらないような形での対応をしてまいらなければならないというふうに考えてございます。

○荒井分科員 どちらが鶏でどちらが卵かわからないんですけれども、早くやめさせるので就職先をたくさんつくらないといかぬ、その就職先として、今までは社会的に余り批判のなかった公益法人に求めていったという側面があったんだろうと思うんです。

しかし、公益法人そのものが、行政との癒着というか、あるいはむだなものを生み出していく一つのポイントになってしまっているという側面があるということから、私は、国民的な大きな批判的がこのところに非常にあらわれているのではないか、これを是正するためには、やはり公務員の定年の延長、早期退職慣行、この制度自体を大きく改めていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

さて次に、公務員制度改革そのものについてお聞きをいたします。

公務員制度改革について、私、昨年五月二十七日、もう随分古い時期になるんですけれども、小泉総理と笹森連合会長の政労会見、その後の連合幹部と石原大臣との会談、さらには金子大臣との会談で、政府と連合との協議の場を設けて協議することになっていたと承知をしております。

昨年の六月二十六日の総務委員会において、当時の根本行政改革担当副大臣に対して、協議の場でしっかりとした議論を尽くし、協議が調うまでは法案を提出すべきではないということを申し上げ、根本副大臣からは、ちゃんとやりますという趣旨の答弁をいただいたところでございます。

ところが、先週の二月二十六日の朝日新聞の朝刊によりますと、また、公務員制度改革関連法案について今国会提出を目指すという記事が掲載されております。政府と連合との間の協議というのが現状どうなっているのか。出すということは、協議が調ったという意味なのか、あるいは調うという見通しなのか。

私は、公務員制度というのは国の形そのものだと思っています。国というのは行政府のことなんだろう。その行政府を構成する一人一人の制度設計でありますから、極めて大きな意味のある、それが拙速になされるということは、私は、後顧に憂いを残すことになると思うんですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

○佐藤（剛）副大臣 荒井委員のおっしゃられる、公務員システムが国の姿を決めるものだというのは全く同感でございます。

そういう観点に立ちまして、公務員制度改革をいろいろな面から進めているわけですが、先ほど御指摘がありました朝日新聞の記事で、公務員改革法案の提出を目指すというお話でございますが、これは、与党の中におきまして、御承知のように組織体がございます、いろいろな議論をいただいております。ただ、私のところには、具体的な方針が決定されたということは承知いたしておりません。

政府としましては、私どもとしましては、引き続き各方面の意見を聞きながら、政府内の関係機関もありますし、今先生御指摘ございました労働関係団体との、連合との関係の協議、これは、先生の御指摘もあって、公務員制度改革を進めるに当たっては労働組合との話し合いを重ねることが非常に重要であるという立場、これはそういうことで私どもも同じ立場でございます、いろいろ有識者初め幅広い関係者の意見を伺ってまいっているわけであります。

今、職員団体とどうなっておるかということも御指摘でありましたので、ちょっと詳しくなりますが、連合の公務労協との間で、去年の十月、あるいは本年になりまして、私どもの金子大臣が会見をされまして、そして、公務員制度につきまして、幅広いと言った方がいいと思いますが、そういう意見交換を行っております、この会見の折に、組合の方から政労協議開催ということの要請があって、金子大臣から、事務的に調整を行いたいという旨の回答を行っております。

こういう経緯を踏まえまして、数日前、二十六日でございますが、公務労協と関係行政機関の局長レベルの事務的な打ち合わせが行われたわけであります。いずれにしても、今後とも、委員御指摘のように、職員団体と幅広い話し合いを行って本件に臨みたいと思っております。

○荒井分科員 いずれにしても、公務員制度というのは、私は、一人一人の公務員が国のために真剣に働く、そういう制度システム、制度設計が大事だと思うんですね。その場合、現状の評価システムでいかどうか、公平な人事になっているかどうかということを検討していくというのは当然なことだろうとい

うふうに私は思うんですけれども、しかし、民間企業と違って、公務員の人事評価あるいは能力評価というのは大変難しいですね。何をもって能力とするのか。

結果的には、関係者が、これがその評価基準だというふうなコンセンサスを得ることが、万人がそうだというふうにみんなで認めるということが一番大事だと思うんです。働く人も使う人も、あるいはその周りの、給与を払っている国民、税金を払っている国民全体が、こういうシステムこそ能力の評価につながっていくんだ、あるいは制度システムというのはこうあるべきなんだ、それを全体が認めていくということが大事だと思うんです。

その意味では、一部の人たちだけで作り上げていくというのではなくて、関係者全員が同じようなコンセンサスを持っていくということがこの公務員制度改革にとっては極めて重要だと思いますので、そういう点にぜひ留意をしていただきたいというふうに思います。

あと五分しかなくなりましたので、もう一つ。最近の新聞記事で、ヤフーという大きなプロバイダーの会社でしょうか、ここから大量の個人情報が流出いたしましたね。これは多くの国民に大変不安を持たれてしまったというふうに私は思います。

IT社会は、今から三年前になりますでしょうか、当時の森総理が、IT化を日本全国で進めるというお話をされて、そのときには日本国民全体がバラ色の夢を持ったと思うんです。

そのとき私は、IT化には負の側面もある、ある意味では失業を伴う、あるいは中間管理職が必要じゃなくなるという側面もあるし、あるいはIT化によってさまざまな個人情報というものの流出の危険性もあるということを描いたことがあるんですけれども、まさしくこのヤフーという、業界第一位の会社なんですけれども、その会社から大量に個人情報が流出してしまった。これはどういうふうに考えたらいいいのか、現状どういうふうにとらえられているのか、田端総務副大臣にぜひお答えいただけたらと思います。

○田端副大臣 議員御指摘のとおり、今回のヤフーの問題は、非常に予想以上と申しますか、かつてない大量の情報が漏えいしているということにおいてはまことに遺憾なことだと私たちも認識しているところであります。

それで、先生おっしゃることは、ではどうするんだということが問題の大きなテーマになろうかと思いますが、総務省といたしましては、これまでもガイドラインに基づきまして電気通信事業者に対する指導ということは行ってきたところでありますけれども、しかし、そういう中でこの事態が発生したということでもありますから、これについては今後大変大きな課題を背負ったというこ



とは御指摘のとおりだと思います。

それで、実は、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインというのが平成十年に策定されているわけでありますが、このガイドラインに基づきまして、情報の改ざん、漏えい防止等の適正な管理、あるいは、アクセス制限やファイアウォールの設置など技術的な措置、こういうことも考えなければならぬわけでありますが、このガイドラインの第五条四項におきまして、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準というものが昭和六十二年に告示されているわけですが、この基準に基づいて活用すべき、こういうふうになっています。

そのネットワーク安全・信頼性基準の中には、また細かく今回の事件に該当するようなことがすべて規定されておりまして、インターネットへ接続する場合はファイアウォールを設置して適切な設定を行えとか、あるいは不正アクセス等に関するネットワークの監視機能を設けなさいとか、正当な利用者の識別、確認を行いなさいとか、こういったことがあるわけでありますが、しかし、今回、そういう点が守られていなかったといえますか、そののところにそごがあったということになりますので、この定められている信頼性基準に基づいてより一層実効性を高めていく必要がある、こう考えているところでございます。

そして、現在、総務省においては、個人情報保護法が平成十七年四月施行でございまして、まだ一年あるわけでありまして、そういう意味で、その間をどうするかということも踏まえ、また、ガイドラインをこのままでいいのかということも踏まえ、今、電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会というものを立ち上げまして、この一年議論をしていただいているところでございます。

既に八回議論を行ってきていただいておりますが、そういう中から、ガイドラインを見直すかどうか、そしてまた、先生おっしゃるのは、恐らく電気通信事業に関する個別法をつくったらどうかという趣旨だと思いますが、そういったことも踏まえて、今最終的な議論をしているところでございます。

ガイドラインの見直しについては、このままでいいかどうかについては、この夏までにこの懇談会において一定の結論をいただいた上で考えていこう、こういう方向でございまして、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

○荒井分科員 もう時間が来てしまったんですけれども、大臣、住基ネットを国は大々的に始めているわけですが、一般の国民から見れば、住基ネットもこのヤフーの流出も、同じIT、パソコンの上で載って動いているという意味ではどこが違うのか、同じような危険性があるんだなというふうに思っている人はたくさんいるんじゃないかと私は思うんですね。

個人情報というのは、一回抜けてしまってもう取り返しがつかない。その中に載っかっている情報が、今回の場合にはメールアドレスぐらいだったのかもしれないけれども、何がこれから載ってくるのか、ますます深まってくる可能性があるわけですので、それが一回抜けてしまえば取り返しがつかないという意味で、私、法体系の整備、それから技術体系の整備というのはますます重要になってくるし、また、社会的なこれに対するフォローアップというものをどうやっていくのかということも大きな課題としてこの問題は提起しているのではないかとこのように思っています。

その点、大臣、何かございますか。

○麻生国務大臣 セキュリティーの問題に関しましては、この種のITみたいな便利なものが出てくれば、これは必ずいいところがあれば悪いところも出てくる、裏表の世界であるのはもう御存じのとおりなので、当初より、このサイバーテロ等々に対します対応は一番の関心事としてやってきたところなんです。今、住基ネットの話が出ておりましたが、おかげさまで、いろいろ、特別な県において特別なことを試みている特別な人がいますけれども、今のところ、住基ネット本体がおかしくなったということだけは全くこれまでありませんので、その点はうまくいっているんだと思います。

いずれにしても、これは、御存じのように、追いかけてこみたい話ですので、今後とも、ここは手を抜かず、最大の関心事として注意を払ってまいりたいと思っております。

○荒井分科員 終わります。